

4 保険料基準額の算出式

2024 年度(令和6年度)から 2026 年度(令和8年度)までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

また、2040 年度(令和 22 年度)についても算定をしています。

保険料基準額の算定

(単位の表記がない場合：千円)

	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	合計	2040 年度 (令和 22 年度)
標準給付費見込額 (①)	9,588,661	9,950,961	10,381,899	29,921,520	13,449,899
地域支援事業費 (②)	424,818	439,112	439,945	1,303,875	467,173
総合事業 (③)	162,369	169,889	170,723	502,981	191,951
包括的支援事業 + 任意事業 (④)	262,449	269,223	269,223	800,894	275,223
第1号被保険者負担分および調整交付金相当額 (⑤ = ((①+②)×23%)+(①+③)×5%)	2,303,100	2,389,717	2,489,024	7,181,841	3,618,439
調整交付金見込額 (⑥ = (①+③)×各年度交付割合)	172,593	204,441	238,489	615,523	424,262
保健福祉事業費 (⑦)	4,371	4,371	4,371	13,113	4,678
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑧ = ①×0%)					
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金 (⑨)				96,000	—
介護保険給付準備基金取崩額 (⑩)				549,000	—
第9期保険料収納必要額 (⑪ = ⑤ - ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ - ⑩)				7,455,656	3,880,947
予定保険料収納率 (⑫)		99.53%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑬)	37,004 人	37,191 人	37,267 人	111,462 人	40,647 人
年額保険料基準額 (⑪ ÷ ⑫ ÷ ⑬)				67,205 円	96,152 円
月額保険料基準額 (⑪ ÷ ⑫ ÷ ⑬ ÷ 12)				5,600 円	8,013 円

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができます。

※2 端数処理により合計が一致しない場合があります。

5 保険料段階

所得段階別第1号被保険者の保険料

各所得段階別の年額の保険料は次のようになります。

第9期計画期間の区分（18段階）		基準額に 対する割合	保険料 （年額）
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 （公的年金収入＋合計所得金額）が80万円以下	基準額 ×0.285	19,150円
第2段階	本人を含め 世帯全員が 市民税非課税	（公的年金収入＋合計所得金額）が 80万円を超え、120万円以下	基準額 ×0.385
第3段階		（公的年金収入＋合計所得金額）が 120万円を超える	基準額 ×0.685
第4段階	本人が市民税 非課税で、 世帯の中に市 民税課税者が いる	（公的年金収入＋合計所得金額）が 80万円以下	基準額 ×0.9
第5段階 （基準）		（公的年金収入＋合計所得金額）が 80万円を超える	基準額 ×1.0
第6段階	本人が市民税 課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2
第7段階		合計所得金額が 120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3
第8段階		合計所得金額が 210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5
第9段階		合計所得金額が 320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7
第10段階		合計所得金額が 420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9
第11段階		合計所得金額が 520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1
第12段階		合計所得金額が 620万円以上720万円未満	基準額 ×2.2
第13段階		合計所得金額が 720万円以上800万円未満	基準額 ×2.3
第14段階		合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.4
第15段階		合計所得金額が 1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.5
第16段階		合計所得金額が 1,200万円以上1,400万円未満	基準額 ×2.6
第17段階		合計所得金額が 1,400万円以上1,600万円未満	基準額 ×2.7
第18段階		合計所得金額が 1,600万円以上	基準額 ×2.8

※第1～第3段階の割合は、「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映後の割合。